

(第一類 第十五号)

第一回 國會 通信委員會會議錄 第二十三号

(七九六)

昭和二十二年十一月二十五日(火曜日)

午後三時開議

出席委員

委員長 岡田 勢一君

委員 鹿治君 豊田白井 佐吉君

海野 三朗君 大石ヨシエ君

堀川 静雄君 片島 港君

成田 知巳君 千賀 康治君

田島 房邦君 長谷川政友君

多田 勇君 中野 寅吉君

宮崎 靖君 森 直次君

山口 武秀君 林 百郎君

出席政府委員 逓信政務次官 推熊 三郎君

逓信事務官 村上 好君

委員外の出席者 専門調査員 吉田 弘苗君

十一月二十四日

中須港に無集配郵便局設置の請願
(早稲田柳右エ門君紹介)(第二二五
二號)

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

郵便法案内閣提出(第八二號)
郵便貯金法案(内閣送付)(豫第一七
號)

○岡田委員長 會議を開きます。

これより郵便法案を議題として討論
に入ります。重井鹿治君。

○重井委員 私は日本社會黨を代表し
たしましてこの郵便法案に賛成する者
であります。この郵便法案は、新憲法
の精神に則りまして、その精神を生か
し、公共の福祉のために制定されたの

でありますから、あくまで公共の福祉
を中心に運用せられるようお願いいた
したいと思ひます。

な。お將來の運賃においては、獨立採
算制をとつて郵便の獨立化をはからな
ければならぬという聲が強いのであ
ります。それに對しましては小包の距
離制、すなわち鐵道においてはその距
離によつて運賃が換算されている。こ
ういう意味において小包の距離制とい
うようなことも考えられて、獨立採算
制の一助にしてほしいということをお
願ひいたしたいと思ひます。

な。お今日いろいろ郵便に關し世間に
非難があるのでありますが、その根本
は従業員の待遇問題がその中心であ
ると思ひますので、ぜひともこの従業員
の待遇に對しまして、積極的な考慮
をしていただきたいというところをお願
ひしたいと思ひます。

それからなお第二條の二號に法律に
觸れない範圍において郵便局を設置云
云というところがございますが、これに
對しまして、情實によつて郵便局を
設置するといふようなことのないよう
に御考慮をお願いいたしたいと思ひま
す。以上簡單に意見を述べまして、こ
の法案に全面的に賛意を表する者であ
ります。(拍手)

○岡田委員長 次に長谷川政友君
○長谷川(政友) 民主黨を代表いた
しまして本郵便法案に賛成する者であ
ります。すでに過去何回かにわたりま
して、慎重審議、御熱心に委員各位が
審議されましたので、今こここでい

い意見を述べた何ものもないのであ
りますが、今社會黨の代表から述べら
れました通り、従業員の待遇問題につ
いては、特に慎重なる御考慮を願つ
て、完全なこの郵便法の精神を容れて
施行されるように特に希望する者であ
ります。まことに簡單でありますけれ
ども、全面的に賛成の意を表する者で
あります。(拍手)

○岡田委員長 次に多田勇君。

○多田委員 私は日本自由黨を代表し
たしまして、本法案に賛成する者であ
ります。本法案は逓信大臣の提案説明
でも明らかにされたごとく、新憲法の
精神に即することを基本方針とし、
また郵便に關する基本法として、その
業務運営の源泉となることは申すまで
もないことでありまして、提案の趣旨
並びにその努力はこれを認めるもので
あります。わが國が眞に民主國
家、文化國家として再建されなければ
ならないとき、本法案がはたしてよく
その重大なる使命を果し得るや否や、
いささか疑問なきを得ないのでありま
す。その點率直に遺憾の意を表する
ものであります。すなわち郵便料金の
規定は現行法をそのまゝ踏襲して
おり、現行法における料金體系は、舊
來の各種郵便物の料金比率をそのまゝ
踏襲してゐるのであります。これでは
文化國家の郵便法として、まことに
ふさわしからぬ點が多々あるものであ
りまして、新憲法の精神に即しても、料
金體系は根本的に検討されなければなら
ぬと考へられるのであります。たと

えば、文部省がわが國教育の普及向上
をはかるため企圖しつつある通信教授
等に對しても、一般雜誌と同様の特殊
料金を制定し、あるいは一般圖書につ
いても雜誌と同様程度の特種料金によ
つて文化の普及に寄與すべきでありま
して、これらの點について、いささか
の考慮も拂われていないということに
不満をもつのであります。

第二に郵便は國の事業であります

が、これは國民によつて、その基本的
方向が定められ、かつ國民のために運
營されるものであつて、この事業本來
の精神を冒瀆するものに對しては、こ
れはあくまでも排除しなければならぬ
のであります。しかしこれは國民に
對してのみ過重であつて、國の事業を
行つてこの國の責任との間に差があ
つてはならないのであります。これは
あくまでも平等であり、しかも義務と
責任を平等に負擔しなければならぬ
のであります。しかるにこの點につ
いてもいささか缺ける點があり、見方
によつては一方の規定の多いことは遺憾
であります。たとえば、小さいことで
はありますが、料金未納または料金
不足に對しましては、不納金額の二倍
を課するのに對しまして、官が不可抗
力による場合以外に特殊取扱をしな
かつた場合、または取扱いをしないと同
様の結果を生じた場合は、その料金相
當額の負擔しを負わなければならないこと
は、まことに不公平であります。む
しろ國管等の官業の信用を維持するた
めにも、その逆を行くべきが至當であ

り、あるいはまた獨占不侵を堅持し、
これを冒すものに對しては徹底的刑罰
をもつて臨まんとしているのに對しま
して、官がこの取扱ひをしなかつたと
きは、その三分の一の制裁を規定して
いるのであります。かくのごとき一
方的に國民にその責任と負擔を強いる
といふいわゆる官僚基本の考え方は、
絶対に排撃しなければならぬことで
あります。

第三に、郵便は國家事業たる信用に
より、あまねく公平に提供することを
本義とし、公共の福祉を増進すること
が目的であることは、本法案の第一條
に明記されるところであります。しか
るに最近における逓信事業に對する國
民の不安は、正當ならざる爭議等によ
り増大し、國營事業に對する再檢討を
要せられたつてあることは、申し上げ
までもないことであります。しかし
何がゆゑにかかる問題が従事員によ
つて提起されたかといへば、いろいろ
理由はあげられましたが、最も大き
なものは従業員の生活の不安の點であ
ります。今日の經濟事情において、あ
るいはやむを得ないという意見もあり
ますが、やむを得ないというのみ
で見逃すことのできなない重大な問題で
あります。本法案がその目的を十二分
に果たすためには、この従業員の生活或
善の點を十二分に考慮され、従業員の
生活の不安を除去し、しかして綱紀を
肅正し、法の目的を達成するために最
善の努力を拂われんことを希望してや
まない次第であります。

以上の諸點は、今後通信事業本來の使命を達成するために、通信事業そのものの再検討の上に、十二分に留意されたいことを申し上げまして、本法案に賛成する次第であります。

○岡田委員長 次に林百郎君。

○林(百)委員 私は日本共産黨を代表いたしまして、郵便法案について意見を述べたいと思ひます。

本法案は現行郵便法を最近の諸情勢に應じて改正したものでありまして、いろ／＼専門的な郵便物の取扱ひに關する技術的な面については、私は反對の意思はないのでありますが、ただこゝでわれ／＼かつて従業員という／＼の折衝を重ねた際、一番問題になつたのは、實は第七十九條であります。七十九條の罰則を見ますと、「郵便物の取扱をしない等の罪」といたしまして、「郵便の業務に従事する者がことさらに郵便の取扱をせず、又はこれを遅延させたときは、これを一年以下の懲役又は二千萬圓以下の罰金に處する。郵便の業務に従事する者が重大な過失に因つて郵便物を失つたときは、これを二千萬圓以下の罰金に處する」とあるのであります。これは政府側の答辯を聴きまして、郵便の取扱事務が公共的に重要性をもつておるから、これに對する妨害、あるいは遅延をした者は懲役、罰金に處すというのであります。が、しかし國家公務員法を見まして、行政的な懲戒處分の處置がちゃんとあるのではありませんか。たとえば公務員法の第八十一條を見まして、職務上の義務は違反し、又は職務を怠つた場合、あるいは第三號に「國民全體の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合」には免職、停職あるいは減俸

または誹責處分という懲戒の處分があるのであります。それですべての他の公務員が、公務員法によりまして懲戒の處分によつて足るものを、郵便の従業員のみに、特にこの一年以下の懲役または二千萬圓以下の罰金に處する理由が納得できないのであります。そこで私から政府委員にお伺ひした場合には、他の官公吏に對しても、懲役、罰金に處する場合がある。たとえば刑法第二十五章の濫職の罪等がそれであると言つたのであります。そこで刑法第二十五章の濫職の罪を見ますと、これはすべて積極的に、警察官あるいは裁判官、あるいは檢察官の職務を取扱つておる者が暴行を用ひ、あるいは脅迫を用ひて人をして義務なきことを行わしめた場合、あるいは公務員がその職務に對して賄賂を收受した場合などのような積極的な行為によつて犯罪を起す場合、あるいはこちらから暴行、脅迫等を他人に仕向けた場合などでありまして、單に郵便の業務に従事する者が、これを遅らしたということだけで一年以下の懲役または二千萬圓以下の罰金に處するといふことは、これは重きに過ぎる、酷に過ぎるというところを私は申し上げたいと思ひます。これは十分懲戒處分であるものであつて、何も懲役と罰金に處する必要はない。もつとも現行法を見ますと、現行法では五十三條に「郵便事務に従事する者正當ノ事由ナクシテ郵便物ノ取扱ヲ怠ラス又ハ之ヲ遅延セシメタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ二千萬圓以下ノ罰金ニ處ス」といふのがあるのであります。これは現行法が明治時代にできた古い法律でありまして、そのころはまだ封建的な威嚇主義が行われて、人をして

罰金と懲役をもつて威嚇して、仕事に従はせるといふ時代にできた法律だから、これはまあやむを得ないとして、少くともこの民主主義的、近代的な社會において、人に仕事をさせるのに、こうした懲役と罰金で威嚇して仕事をさせるというところは、これは封建的な威嚇主義のなごりであるといふことを感ずるのであります。なぜ私がこゝういふことを申し上げるかといふと、これはすでに御承知の通りに、憲法によりまして、あるいは労働組合法によりまして、勤労者の團體交渉權、あるいは團結權、あるいは團體行動といふような權利が保障されておるのであります。この權利をこの條文によつて不當に抑壓するといふ場合が非常に多いのであります。もちろん郵便従業員が十分な生活の保障をされ、しかも社會が考へて、何人も郵便従業員が不當な行為をしておるといふ場合には別でありませんが、生活はまだ十分保障されておらず、やむを得ず業務管理、あるいは爭執行為に出た場合にも、七十九條によつて、官側の一方的な考へによつて、司法權を發動して、これを彈壓するといふことがあり得ると思ひます。ります。明らかにこの七十九條が、憲法に保障されている團體行為の權利、あるいは労働組合法に規定されておる團體行為を彈壓するための手段に用いられる危険が多分にあると思ひます。あります。もしこれを適正に處置するならば、懲戒の處分をもつて十分足りるのではないかと。あるいはもしその爭議行為が不當に暴行、脅迫あるいは不法な監禁、あるいは器物毀棄といふような處置に出た場合には、これは刑法でそれ／＼處罰する規定があるのであり

ます。従つて私はこの郵便の従業員にのみ、この郵便法七十九條によつて、こうした不當に團體行為を抑壓するやうな懲役、罰金をもつて仕事の遅延する處罰するといふこの條文については反對するのであります。従つて私は修正意見として、七十九條を削除するといふ意見をこゝに申し上げたいと思ひます。

○岡田委員長 林君にこの際御相談申し上げます。ただいま修正の御意見がありました。これは採決をいたしますか、いかがいたしますか。

○林(百)委員 できるならば、採決をしていただきたいと思います。形式的に終るかも知れませんが、一應採決していただきたい。

○片島委員 この問題は、私も今の林君の述べられた意見の中でもつともだと思つておられる方にもあると思ひます。先づ林君からこの問題について質問がありましたときに、政府委員からある程度の説明があつたのであります。今日この採決をとらるにあつて、いま一度政府側から今の林君の意見に對しての見解説明を聴かれた方が、こんなに委員がたくさん集まられたことは未だかつてない。今日にはたくさん委員の方が集まつておられますから、いま一度説明を聴くといふやうなことをされたら、各委員の判斷がなおうまくいくんじやないかと思ひます。

○官廳委員 ただいまの共産黨代表からの修正意見に對しまして、採決をせられるといたしますならば、この際やはり記録に留むる必要があります。法は要するに運用によつて解決すべき問題でありまして、かような罰則が空文に歸するようになれば、それで初めて通信従業員の心構へが國民の福祉に合致することになるわけで、結局これは通信従業員を處罰せん目的のために存するものでない、かような點もありますので、双方やはり意見も相違して、と思ひます。採決に先だつて討論の形式をとつていただきたいと思います。

○岡田委員長 ちよつと速記を止めます。

○岡田委員長 速記を始めて……

○岡田委員長 速記に入り。ただいま林百郎委員より發言がありました。日本共産黨の修正案について採決をいたします。賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○岡田委員長 起立少數。よつて日本共産黨の修正案は否決されました。郵便法の原案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○岡田委員長 起立多數。よつて本法案は原案通り可決いたしました。(拍手)

なお衆議院規則第八十六條により、委員會が付託事件について審査または調査を終つたときは、議決の理由を附した報告書をつくり、委員長からこれを議長に提出することになつておりますが、その報告書については委員長一任に御裁量はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡田委員長 ではさうに決定いたします。

○権能政府委員 ただいま大多數をもつて御可決を賜りました郵便法でございますが、現行郵便法が明治三十三年

は要するに運用によつて解決すべき問題でありまして、かような罰則が空文に歸するようになれば、それで初めて通信従業員の心構へが國民の福祉に合致することになるわけで、結局これは通信従業員を處罰せん目的のために存するものでない、かような點もありますので、双方やはり意見も相違して、と思ひます。採決に先だつて討論の形式をとつていただきたいと思います。

○岡田委員長 ちよつと速記を止めます。

○岡田委員長 速記を始めて……

○岡田委員長 速記に入り。ただいま林百郎委員より發言がありました。日本共産黨の修正案について採決をいたします。賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○岡田委員長 起立少數。よつて日本共産黨の修正案は否決されました。郵便法の原案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○岡田委員長 起立多數。よつて本法案は原案通り可決いたしました。(拍手)

なお衆議院規則第八十六條により、委員會が付託事件について審査または調査を終つたときは、議決の理由を附した報告書をつくり、委員長からこれを議長に提出することになつておりますが、その報告書については委員長一任に御裁量はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○岡田委員長 ではさうに決定いたします。

○権能政府委員 ただいま大多數をもつて御可決を賜りました郵便法でございますが、現行郵便法が明治三十三年

年に制定せられまして、今日まで長い間重大なる改正もなく、古い時代のものでそのまゝやつてまいつたのでありますけれども、新憲法のもと、この憲法の精神に基いて民主的な郵便法をつくりたいという建前から、今回政府がこの法案を提出したのであります。私もといたしまして、必ずしもこれが完全無缺な法案であるとは思わないのでございますが、各位におかれましては、提案以来数回にわたり熱心に委員会をお開きくださいまして、慎重審議の上原案通りの可決を賜つたことに對しましては、絶大なる敬意を表し、その採擇の結果に對しましては、私もほまたことに衷心より感謝にたえない次第でございます。この際暫期的な郵便法の本委員会可決確定にあたりまして、委員各位に敬意を表し、御挨拶を申し上げます。

○岡田委員長 ではこれより郵便貯金法案を議題として質疑を續行いたします。質疑はこれを許します。

○白井委員 ただいまはきわめて重要な法案が可決成立いたしましたので、まことに御同慶の至りにたえません。

〔委員長退席、重井委員長代理著席〕

ここに私一言申し上げまして、次に來るべき郵便貯金法案討論採決のときの御注意を促しておきたいと思ふ點がございます。それは國鐵と並んで官業の双璧と言われます通信事業運営の根本法とも言ふべき郵便法案の討論採決にあたりまして、所管大臣である逓信大臣の御出席がなかつたといふことは、私はなほ遺憾に存じておるところでございます。これはある意味にお

きまして、この委員会の機能を無視するにひとしいものではないか、あるいはまた大臣みずからが通信事業の重大性を輕視しているにひとしいものではないかというような念を深く抱くものでございます。この點はなほ遺憾に存じまして、今後まだ山積している重大法案の討論採決の際には、ぜひとも大臣の出席のもとに、私も討論もし、また採決もいたしたいと考えている次第であります。後日のために一言申し上げまして、大臣の反省を促しておきたいと思ひます。(拍手)

○重井委員長代理 この際委員長代理として申し上げます。ただいま白井委員から御發言になりましたことは逓信大臣の方へお伝えいたしましたので、今後積極的の出席されるよう努力いたします。

それでは郵便貯金法の質疑を續行願います。この前政府委員から總括的な説明を承りまして、總括的な質問にいつておりますので、總括的な質問をお願いいたしますと思ひます。

○森(眞)委員 郵便貯金が大蔵省の預金部にとられるのはどのくらいでございますか。

○村上政府委員 参考計數というこの書類の中の郵便貯金現在高といふところに書いてございますが、これに昭和二十二年九月として、現在高合計四百六十一億五千四百三十四萬八千圓、これが九月末現在におきます大蔵省預金部に繰入れた金額でございます。その後十一月十五日の計數をとつてございしますが、それに四百六十五億四千六萬八千圓という數字になつております。これが全部大蔵省預金部に繰入れられております。

○多田委員 これは政府に對する質問といふより、委員長にお伺ひいたしましたのであります。郵便法にいたしましても、ただいま審議されている法案にしましても、この法案の審議いかんが直接豫算に重大なる關係をもつてくると思ひます。この前豫算の點につきまして御質問申し上げまして、逓信大臣から御回答があつたのですが、今後この豫算に重大なる關係のある法案を審議する場合、豫算案が同時に國會に提案されている場合には、この豫算を並行して審議するとか、あるいは豫算委員会と合同審査の形式で審議することが必要だろつと考へておるのであります。これに對して委員長のお考えを伺ひたいと思ひます。

○重井委員長代理 多田委員に申し上げます。貯金に關する限りにおいて、村上政府委員の方から御説明申し上げることができると申し上げております。

○村上政府委員 ただいま豫算の御質問があつたようでございますが、この貯金法を施行いたしますについて、どのくらい豫算がかかるかといふことについて私から御説明を申し上げたいと存じます。それはこの新貯金法を施行するにあたりまして、並行して三千五百萬圓本年度所費額として大蔵省に追加豫算を要求いたしました。ところがこの貯金法は未だ成立してないで、これを追加豫算として正式に貯金法施行に伴う經費として計上するわけにはいかないといふことで、その經費はそういう名目では追加豫算には計上されませんでした。しかしその金は逓信省特別會計の中に盛られていて豫備費の中で賄えるように實行すればよ

ろしいといふことでございまして、それは逓信省特別會計の豫備費の中から、この實施に伴う年度内の經費はこれを支出でき得ることになつております。但し三千五百萬圓要求いたしました、それがもつと減額されるかもしれない、さうな關係になつております。

○多田委員 私の申し上げましたのは、この法案を實行するために要する經費の點ではないのでありまして、審議されておる法案に重大關係をもつておるところの豫算の審議を、通信委員會議の議に付さず、豫算委員会のみで審議するよりも、この法案の施行によつて、たとへば郵便法案等の場合で、郵便料金が修正されるという場合には、當然逓信特別會計の豫算に影響を與えることになつたので、こういうつた關連性のある豫算の審議について、委員会として豫算委員会と合同審査する必要があるのではないかと、委員會議の審査の範圍内のことにいつて御意見を伺ひしたわけでありまして、きよう委員長がおいでにならないうので、はなはだ恐縮であります。この點今後御考慮願ひまして、私が申し上げたやうなことができるとすれば、さういふやうな方法でもつて委員會の取運びをお願いしたい。こゝういふ意味であります。

○重井委員長代理 その點、財政金融委員會とも、この貯金法が關係があるもので、合同審査を向の方から申し込まれてあるのではありません。しかしながら合同審査の場合は、その主管委員會といふものが中心となるわけなので、一應その委員會でその法案について了解ができておれば、合同審査をしなくて

もよいといふやうな了解ができて、合同審査をしてもらない、こゝういふことになつておると思ひます。委員會の要求がありますればさういふことはできると思ひますので、さういふふうに今後取計らうべく努力いたしたいと思ひます。

○林(目)委員 この郵便貯金法ですが、逓信關係の會計としては逓信事務取扱に關する會計と郵便貯金に關する會計と、それから郵便保險に關する會計と三つにわかれておるのであります。そのうち郵便貯金並びに郵便保險に關する會計は、ここから吸収された資金が全部大蔵省の特別預金としていつていくのであります。このたびの郵便貯金法によりまして、貯金の最高額が現行法よりも非常に上つて、大體三百圓ほどになつたのであります。さうして預金された金額が大蔵省の特別預金にいつて、それがどう使われるかといふ點をわれわれは知りたないのであります。しかも大蔵省からあるいは國家豫算から今度逓信關係の方に來るときには、事務取扱費といつて、まつたくの實費程度のものしかこつちにもどつてこないのであります。従つてさういふ點を明らかにしないといふのは逓信事業から出ている二十五億の赤字の問題といふやうなことがはつきりとしてこないのではありません。さきならば財政金融委員會と合同するのによい、大蔵關係の大蔵大臣なり次官を呼んで、その郵便貯金特別會計と郵便保險の特別會計との使途、繰入金の使途の問題、事務取扱費の問題。こゝういふ關係を明瞭にしたいと思ひます。ですから、次會には大蔵

もよいといふやうな了解ができて、合同審査をしてもらない、こゝういふことになつておると思ひます。委員會の要求がありますればさういふことはできると思ひますので、さういふふうに今後取計らうべく努力いたしたいと思ひます。

大臣が次官を呼んでいただいて、その點を明らかにしたいと思いますが、もしここにおいてになる政府委員でその點おわかりの範圍でありましたら説明していただきたいと思ひます。

○村上政府委員 私の御説明のできる
範圍でお答えしたいと存じます。逓信
省の會計はただいま三つあると申され

だいたい分類されたような分類ではないのであります。貯金事業は郵便と同じように通信事業特別會計というもののの中に含まれております。保険は今のお説の通りであります。それで貯金の預かつた金は歳入歳外でありますので、これは大蔵省預金部の方にこの金をまわしているのであります。それで純粹な意味での會計という點については私から一言申し上げておきます。

次に大蔵省預金部においていかよう
にこれを運用していくかという御質問
であります。この預金部の金は逓信
省の郵便貯金、これが預金部の總額
の七割を占めております。その次は、

簡易生命保險及び郵便年金の預金からいつております。厚生年金保險の預金、特殊財産預金、その他の會計の預金、各種基金、保管金、及び供託金預金、共済組合及び法人の預金、それから預金部の積立金等でございます。これらをいかにように運用しているかを申しますと、大藏省からとりましたこの調書によりますと、一般會計及び特別會計への貸付金が二十三億八千五百萬圓、國債は四百五十二億九千三百萬圓、第三に地方債證券及び地方公共團體貸付金、これが五十二億九千三百萬圓、その次に特殊銀行等債券及び貸付金、これが四十四億六百萬圓、特殊

社等債券及び貸付金が二十八億五千八百萬圓、外國國債證券、國外關係債券及び貸付金が十九億三千五百萬圓、現金が一億二百萬圓、合計して六百二十二億七千五百萬圓という數字であります。これらの運用の内譯については、必要があれば大藏省から説明を煩わす方がよいかと存じます。

次に、郵便貯金の大蔵省における運営の利益と、逓信事業によこす事務費との關係等について申し上げたいと存じます。これは大蔵省の方において、郵便貯金を金としてどれだけ運用したかという正確な數字は出せないののであります。これは全體としてそのうちに含まれている貯金でありまして、割合等によつて出した推算にすぎませんから、そのつもりでお聴取りを願いたいと思ひます。本年度の運用の利益

と事務費との關係を推算いたしますと、年度初頭の大藏省預金部への繰入現在高が四百五十七億九千五百萬圓であります。從來の大藏省の運用利回りは大體三分四厘六毛くらいに當つてい

るをうてありますから、今年度支収にあつたこの資金全部がこの利回りで運用されることとすると、その利子は十五億八千四百萬圓ということになります。一方この貯金は預入者に對して利子を拂ふなければなりません。この利子はた

體において從來の統計に徴しまして、
利回り二分五厘と見られます。そゝす
るとこの利拂が十二億四千四百萬圓と
いう額に上ります。運用の收入が千五
億八千四百萬圓、預入者への利拂が十

一億四千四百萬圓、その運用利差は四億四千萬圓ということになります。この四億四千萬圓から逓信省の事務費、大藏省みずから使うところの事

務費を支出しなければなりません。遞信省に對してはまだ追加豫算が決定しておりませんが、遞信省で追加豫算を含めて大體の了解を得ている數字では、大藏省預金部から十九億八千百萬

圓をもちうることになつております。大藏省の事務費はどのくらいかかるかわかりませんが、約一億圓とつかみまし

て、この兩方の事務費を加えると、二十億八千萬圓という數字に相なるのであります。先ほど申し上げた運用利差が四億四千萬のところに、二十億八千萬圓という經費がかかるという結果に相なっております。これは正確な數字でありませんで、先ほど申したように推算によつて出した數字でありますが、あまり大きく狂うことはないと思ひます。かような大きな赤字の出た原因は、人件費の膨脹、物件費の膨脹、

旅費その他最近の豫算の膨脹に并ひ、どうしてもこれだけ要することになつたのであります。それでただいまいちの相なつたのであります。過去のもののような推算をいたして、過去のものを調べてみますと、かような赤字の

現金の持ち出しが、大體昨年より倍と見られます。それまではまだ多少ながら郵便貯金の運用利差で黒字をもつていたような状態であります。

○林(目)委員　今のは郵便貯金の大體省の預金部での運営だけであつて、そ

のはが郵便年金、郵便保険、この選算も大藏省の預金部でやるのではないかと思いますが、その點はどうですか。

○村上政府委員　保険の資金運用は、私、専門的にちよつと今責任をもつて

○林(目)委員　だから今言つた四億四
 中は大蔵省預金部にまわされておりま
 した。

千萬圓というあなたの出した数字は、これは郵便貯金の運営の利差だけです。

○村上政府委員　そうです。

○林百委員　これは郵便貯金に關す

件費で、物件費は出ていないのではな
いのですか。このうちの何割が物件費

て、何嘗か人件費といふことになるで
おりますか。

○村上政府委員　そのはつきりした數
字はここには用意してもつておりませ
んが、物件費には廳舎營繕もございま
すし、土地買収もございますし、とき
には貯金の紙か、紙の貯金と言われ
る紙にも使います。その他相當物件費
はかさんでおります。

○林(百)委員　それは當然大藏省が負
擔すべきものではないですか。

○村土原府委員　さうでございませう。ですからそれを大藏省に要求して、大藏省からもう少し了解を得ておきます。

○林(巨)委員　もし大藏省がこちらの

つて、三分四厘の利子を考えないで、適當に運用すれば、赤字が出ないといふ方法は考られませんか。その點はど

億ほど上つております。九月におきまして二百二十六億こで十五億上つております。かように貯金は毎月相當増出高を示しております。今度とりま

す割増附の定額郵便貯金もこの自由貯金に新しく追加されていく制度でござ

いますので、現金を吸収する面におい

ては年度内に二十五億ないし三十億は

さして困難ではないという見通しをつ

けておるのであります。また現業局の

第一線におきましてあらかじめ豫約等

をいたしておきまして、見通しとして

は大抵目標額をとれるであろうという

見通しであります。これは實現できる

であろうと考えております。

○片島委員 自由貯金が非常に殖えて

おるといふお話ですが、郵便貯金とい

うのは、もとより零細な庶民階級の貯

蓄機關としてあつたわけですから、ど

うも、現在、職業的に見たときに、ど

ういう階層から最も多く貯金が預けら

れるか、そういう點の調査がありま

すならば、ひとつ御説明願いたいと思

います。

前は職場貯金、たとえばいろ／＼な

給料生活者等が團體で毎月規約貯金と

いつたようなことをやつておつたので

すが、現在は各職場においてそういう

規約的な貯金といったものを團體でや

つておりますが、それも併せてひとつ

御説明願いたい。

○村上政府委員 ただいまここに調書

を用意してまいりませんので、大體の

ことを申し上げますが、從來のように

工場その他の事業場における團體貯金

等は最近非常に減つてまいつておりま

す。それで申すまでもなく、俸給生活

者、そういう階層からの貯金はきわめ

て小部分でございす。それでこれは

農村、漁村その他俸給生活者以外の新

圓階級、そういうものから上つておる

實情であります。

○重井委員長代理 この際ちよつと林

委員に申し上げます。ただいま大蔵省

の方、連絡したのであります。大臣

も關係政府委員もこちらにおらないの

であります。それで先ほどの村上政府

委員の答辭でいかでございましてし

か。實は期日も切迫してございまして、

十二月一日から施行しなければならぬ

ような情勢にあらはれますので、この月に

上げたいという考え方をもちつておりま

すから、でき得るならば、本日質問を

打ち切りたいと思つております。

○林(三)委員 やむを得ないことだと

思いますが、どうも私の方はわからな

いのです。郵便貯金も保険も年金も、

全部大蔵省の特別預金へはいつていつ

て、向うからくるのは事務取扱費だけ

しか来ないわけなんです。廳舎や用度

は全部通信特別會計によつていろ／＼

やられるわけですね。それで上つたも

のは向うで全部使つておいて、利子の

三分四厘五毛だけで計算して、お前の

方の正當の取分はこれしかないのだと

いつて、そこで赤字を計算されたので

は不合理だと思ふ。こんな金を使つて

今もつて三分四厘五毛しかまわらない

というこはたないのです。それで通信

事業は赤字だから行政整理をしな、給

料はストップしろということに納得で

きないのです。ただいまお話になつた

貯金の總額も、大體今まで大蔵省預金

部にはいつていつた貯金の總額は千億

圓近くになるわけですね。また通信特

別會計、保険の會計、年金の會計、こ

れから吸収される金を全部通信省が獨

自の運営をしたなら、赤字になるかど

かという點を、大臣も次官もいないか

ら、あなたはどんな考えをもつておる

か、お聴きたいと思ふ。

○村上政府委員 御質問の一つ、郵便

貯金を大蔵省に運用させておる金は、

先ほど申し上げましたように、現在に

おいても四百六十五億であります。こ

れ以上は参つておりません。ただしこ

のほかに保険と年金が参つております

が、この四百六十五億が七割と御了承

願えればよろしいのであります。

それからもう一つの點は、通信省

は、自分の建物、自分の土地で事業を

運営して、事務費だけ大蔵省の預

金部からもちつておるといふお話であ

ります。それは貯金事業に關する限

り、單純なる事務費ではございませ

ん。土地と建物に關する経費も含まれ

ております。それが先ほど申しました

十九億八千萬圓、その中に含まれてお

ります。

それから第三の點、一體貯金、保険

を通信省で吸収してやつたら、そんな

赤字が出るようなことはなく、事業が

運行できやしないかという御質問であ

りますが、先刻申しました運用の利回

り三分四厘六毛といふものは、これは

過去において投資したもので、そのう

ち大部分は國債とか地方債とかいふも

のであります。償還期限が来ないう

ちには、それを簡単に切りかえるわけは

はまいらないのであります。従いまし

て大部分の過去の投資に對しては、こ

の運用利率をあまり上げるわけにいか

ないのであります。將來貯金されるも

のに對しては、これは新しい運用にな

りますから、相當高率な運用もできま

ししょうが、本年度初頭の四百四十三億

圓に對してはあまり期待はできないの

であります。それから將來の運用

は、少くとも本年度の實績に徴して

みますと、本年度はきわめてその増加

が振わないのであります。封鎖貯金と

自由貯金との預入と拂いを差引いたも

のが結局大蔵省預金部において新しく

運用のできる資金になるのであります

で、單に先ほど申し上げました自由貯

金のその金額のみをとらえることはで

きないのであります。それで郵便貯金

は本年度におきましては、年度初頭に

おいてこの表によつて四百四十三億、

それから現在において四百六十五億、

これとの差でございまして、本年度

に入りまして二十二億という數字にな

るわけでございます。この二十二億を

いかに運用いたしまして、これは

はさほど多額の運用利差を見ることは

できないと存じます。將來において

は、これはまた經濟事情が變れば別で

あります。ここ二、三年の間は、遞

信省の獨立採算制度が成立するかと

うかの問題と同じように、この問題

も、ただちに通信省にみな吸収して

も、この運用利差をもつて獨立採算制

の建前をもつて賄ふことは非常に困難

であろうと私は考えます。

○中野(寅)委員 この問題については

白井委員、平井委員、多田委員、長谷

川委員、片島委員、林委員より劉切な

る質疑があり、これに對し村上政府委

員より詳細熱心な答辭がありました。

よつて質疑はこの程度で打ち切り、た

だちに討論にはいるように希望いたしま

す。

○重井委員長代理 ちよつと中野委員

に御相談申し上げますが、本會議が始

まつたようでございまして、きよう

は質疑だけで打ちまして、この次に

討論いたしたいのであります。いか

がですか。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○重井委員長代理 それでは郵便法案

に對する質疑を終了することに御異議

ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

○重井委員長代理 それでは質疑を終

了いたします。

了いたしました。本日はこの程度にて散會いたしましたと思ひます。次會は二十七日午後一時開會し、討論、採決をいたしたいと思ひます。各黨には御準備をお願いいたします。
本日はこれにて散會いたします。
午後四時二十分散會

(参照)

郵便法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の目的

現行郵便法は、新憲法が施行せられて今日の事態に適應しないものがあるのでこれを廢止して、新たに新憲法の精神に即した郵便法を制定し、郵便に関する總ての基本的事項を規定して事業運営の根據法とらしめようとするものである。

二、議案の特色及び要旨

本法律案は、第一章總則、第二章郵便物及びその料金、第三章郵便に關する料金の納付及び還付、第四章郵便物の取扱、第五章郵便物の特殊取扱、第六章損害賠償、第七章罰則の各章よりなり、附則を合せて九十二箇條である。

その主要な特色を挙げれば次の通りである。

- (一) 冒頭に法律の目的を掲げ立法の精神を宣明すると共に、各條に頭註を設け、且つ法律用語の平易明確化を圖つたこと。
- (二) 従來官制その他の法令で定められていた郵便事業の管理者及びその具體的な職責を規定したこと。
- (三) 國民の自由及び權利を尊重

する新憲法の精神に鑑み現行法中國民の基本的權利を制限する規定は、原則としてこれを廢止するとともに、國民に義務を課することは郵便事業遂行上必要なくことのできない場合に限り、且つその範圍は法律で具體的に規定することとしたこと。

(四) 國民は法の下では平等であらねばならないとする新憲法の原則に基き、何人も郵便の利用について差別されることがない旨の規定を設けるとともに、現行郵便法中一部の國民に特別な法的利益を與える結果となるものは原則としてこれを廢止したこと。

(五) 新憲法の保障する機關の禁止及び通信の秘密の不可侵について規定を設けたこと。

(六) 郵便は國の行方獨占事業であるから、その利用條件の如何は國民に多大の利害を及ぼす關係上各種の利用條件は原則としてこれを法律で規定し、手續的な規定その他輕易な事項に限つて省令の規定に譲ることとしたこと。

等である。

郵便の取扱制度の内容及び料金は、一部に若干の改正が施されたほかは、大體において現行のものをそのまま踏襲している。

罰則については、現下の經濟事情に鑑み罰金の金額を十倍に引上げたほかは細部の點に改正を加えられたに過ぎない。

なお、この法律の施行期日は明年の一月一日であるが、第十條の

運送營業者の郵便物運送義務に關する規定は、その施行期日は郵便物の運送に關する法律との關係上政令でこれを定めることとし、但しその期日は四月一日以前でなければならぬ旨並びにそれまでの間は舊法第三條は、なおその效力を有する旨を附則に規定している。

三、議案の可決理由

新憲法に基く郵便事業運営の根本法規を制定することは、健全なる國家社會の再建上急遽に要請せられるところであり、本法律案の内容も又適切妥當と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十二年十一月二十五日

通信委員長 岡田 勢一

衆議院議長松岡駒吉殿